平成２５年（フ）第２７６号
滋賀県草津市矢倉１丁目３番56―31号
債務者　浅田勝二郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８７号
大津市中央１丁目２番35号　アセンティアびわこ603号､住民票上の住所滋賀県草津市桜ヶ丘２丁目７番６号
債務者　髙橋　　泉
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９１号
大津市三大寺６番Ｃ―303号、住民票上の住所京都府京都市上京区今出川通智恵光院西入西北小路町241番地１　クレステージ今出川通り西館203号
債務者　藤岡　幹生
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２３号
滋賀県野洲市高木155番地40
債務者　平田　義憲
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９号
滋賀県守山市吉身５丁目２番18―104号、前住所滋賀県守山市岡町260番地の３　１号
債務者　大野　孝次
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南391番地13、居所滋賀県東近江市佐野町429―１　サンクレールⅡ105
債務者　橋本　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４９号
滋賀県蒲生郡竜王町大字西川51番地11、前住所滋賀県近江八幡市音羽町148番地　210号
債務者　森脇　雅行
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５２号
滋賀県彦根市日夏町1776番地90
債務者　神鳥　　博
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５５号
滋賀県彦根市長曽根南町459番地33　101号、前住所滋賀県彦根市西今町599番地４　101号
債務者　下岡順一郎
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５５７号
兵庫県姫路市香寺町香呂10番地４
債務者　山本規容子（旧姓瀧川）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３号
香川県丸亀市山北町894番地３
債務者　小幡　浩司
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３４号
香川県仲多度郡多度津町京町７番42―１―605号
債務者　松下　明美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２８５号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田744番地２
債務者　大久保勝広
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目14番地３　コーポ森田101号
債務者　入佐　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１号
福島県西白河郡西郷村大字米字向原２番地１　パナハイツ小針Ａ―203、前住所山形県東置賜郡高畠町大字上平柳2012番地の１
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
山梨県甲州市塩山下粟生野782　萩原方、住民票上の住所山梨県山梨市万力1226番地
債務者　伊奈美千枝
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
山梨県甲斐市中下条269番地　ハイツ中村201
債務者　唐澤　央光
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係